

昭和二十三年三月一日創立
昭和四十年十月一日改訂施行
平成十六年十月二十九日改訂施行
平成十九年十月十六日改定施行
平成二十一年五月十三日改定施行

社団法人日本野球機構定款

第一章 総則

第 一 条 この法人は、社団法人日本野球機構といい、英文では、Nippon Professional Baseball Organization と表示し、NPB と略称する。

第 二 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区内幸町一丁目一番一号に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第二章 目的および事業

第 三 条 この法人は、わが国における野球水準を高め、これを普及して国民生活の明朗化と文化的教養の向上をはかるとともに、野球を通してスポーツの発展に寄与し、日本の繁栄と国際親善に貢献することを目的とする。

第 四 条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一、球団（日本において設立された野球を業務とする法人であって、この法人の会員となった団体をいう。）間の試合日程の編成および審判。
- 二、野球試合の主催。
- 三、野球規則の制定および野球技術の研究。
- 四、野球選手、監督および審判の養成
- 五、野球に関する指導および普及奨励。
- 六、野球に関する資料の収集、調査および研究。
- 七、野球選手、監督、審判および野球関係者の表彰、それらの者のための養老厚生事業ならびに職業紹介事業の実施。
- 八、球団間の連絡、親善。
- 九、野球に関する国際的な連絡および事業の実施。
- 十、アマチュア野球又はアマチュア野球をふくむアマチュアスポーツの振興又はその援助を目的とする公益的団体への資金的援助。
- 十一、会員球団が破産・解散その他の事情による破たん等（以下「球団の破たん

等」という。)により野球選手、監督、コーチその他の球団所属職員の保有が困難となった場合の所属連盟保有の際の参稼報酬等の支払等の救済(以下「選手等の救済」という。)措置の実施。

十二、野球に関する博物館、図書館等の公共施設に対する資金的援助。

十三、その他目的を達成するために必要な事業。

第三章 会員

第五 条 この法人の会員は、球団およびその関係者で次条の手続きを経たものとする。

第六 条 新たに会員になろうとする者または会員からその資格を承継して会員となろうとする者は、この法人所定の手続きにより申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 新たに会員となった球団は、別に定める「預り保証金等規程」(以下「規程」という。)により預り保証金および野球振興協力金ならびに入会手数料を前項の承認を受けた日の翌日から三十日以内に納入しなければならない。

3 前項の金員を期限までに納入できなかった場合には、第一項の入会の承認は取り消されるものとする。

4 会員球団またはその経営権を売買、贈与、営業譲渡、合併等その形式を問わず取得もしくは会員球団の株式の過半数を有する株主または過半数に達しなくても事実上支配権を有するとみなされる株主から経営権を譲り受けて会員の資格を承継して会員となった者(以下「会員資格を承継した会員」という。)は、第二項の預り保証金、野球振興協力金および入会手数料を納入しなければならない。ただしこの場合においては、規程の定めるところにより理事会の議決で減額または免除することができる。

5 第二項または第四項の預り保証金を納入した会員は、その返還請求権を他に譲渡し、質入し、担保に供し、または差押えの目的とする等一切の処分をしてはならない。

第七 条 会員は次の事由によってその資格を失う。ただし、第二号の場合については、理事会で確認したときとする。

一、脱退。

二、球団の破たん等(球団以外の会員にあつては死亡または失踪宣告)。

三、除名。

四、球団が第十二条の連盟から脱退し、または除名されたとき。

五、球団が球団またはその経営権を他に譲渡等したとき。

第 八 条 会員が、この法人の目的に反して体面をけがし、または義務を果たさないときは、総会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 九 条 会員が脱退しようとするときは、あらかじめこの法人にその理由を申出て、理事会の承認を受けなければならない。

第 十 条 第六条第二項および第四項により預り保証金を納入した会員が、入会または会員資格承継後十年（一年とは、「毎年二月一日から十一月三十日までの参稼期間」をいう。以下同じ。）間資格を保有した場合には、当該預り保証金は、規程の定めるところにより、当該期間経過後の十二月三十一日までに、納入会員にその元金を返還する。

2 第六条第二項および第四項により預り保証金を納入した会員が、入会または会員資格承継後十年経過前に第七条に定める事由によりその資格を失った場合には、預り保証金は、規程の定めるところによりこれを選手等救済基金勘定に振り替え、これを当該会員の選手等の救済に充当するものとする。この場合において当該会員の選手等の救済に充当して残金が生じたときまたは選手等の救済の必要が生じなかったときには、当該会員の資格保有期間、当該期間のこの法人への貢献、会員資格喪失等の事情等を勘案して理事会の議決によりその一部を当該会員に返還することができる。

3 第六条第二項および第四項により納入した野球振興協力金は、納入と同時に規程の定めるところにより野球振興基金勘定に振り替えるものとする。

第十一 条 球団は、会費として年額金十五万円以上を納入するものとする。

2 球団は、前項のほか理事会の議決により定めた場合には、特別の会費または分担金を納入するものとする。

第 四 章 連盟および野球組織

第十二 条 球団は、第四条の目的を達成するため、連盟を組織する。

第十三 条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の下に日本プロフェッショナル野球組織（以下「プロ野球組織」という。）を設ける。

2 プロ野球組織は、第四条第一号から第四号、第七号から第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事業のうちプロ野球の公式試合の運営等に関する事項を審議し、決定する。プロ野球組織の決定は、理事会の決定とする。

- 3 プロ野球組織の組織及び運営等については、別に定める規程による。
- 4 前項の規程の制定および改正については、理事会の承認を得なければならない。

第五章 役員

第十四条 この法人に次の役員を置く。

- 理事 十名以上十六名以内。(うち会長一名、副会長二名、常任理事四名以内)
監事 一名以上四名以内。

第十五条 会長は球団に関係のない者の中から総会で選出する。

- 2 副会長は第十二条の連盟の首長の中から総会で選出する。
- 3 会長および副会長以外の理事は総会で選出する。
- 4 前項の理事には、各球団の代表者(各球団が、その球団の代表者として各球団ごとに一名ずつ選出した者をいう)のすべてが含まれていなければならない。ただし、その数は十二名を限度とする。
- 5 常任理事は、理事が互選する。
- 6 監事は、総会で選出する。

第十六条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有るとき、または欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長および副会長を補佐し、日常の事務に従事するほか、総会または理事会の決議した事項を処理する。

第十七条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。

第十八条 監事は、次の職務を行う。

- 一、法人の財産および会計の状況を監査すること。
- 二、理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三、財産および会計の状況または業務の執行について、法令、定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、総会、理事会または主務官庁に報告すること。
- 四、前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

- 第十九条 役員任期は二年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

- 第二十条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うため要する費用を弁償することができる。
 - 3 第一項に関し必要な事項は、総会の決議により、第二項に関して必要な事項は、理事会の決議により、それぞれ別に定める。

第六章 会議

- 第二十一条 通常総会は、毎年二回、事業年度開始前および終了後二月以内に会長が招集する。臨時総会は、会長、理事会または監事が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。

- 第二十二条 会長は、会員現在数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から三週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 第二十三条 総会の招集は、会日の一週間前に、会議の目的事項を示して会員に通知する。

- 第二十四条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。
- 一、事業計画および収支予算に関する事項。
 - 二、事業報告および収支決算に関する事項。
 - 三、正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表。
 - 四、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

- 第二十五条 総会は会員現在数の二分の一以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前項の場合において、書面によって表決権を行使した会員および他の会員を代理人として表決権の行使を委任した会員は、出席者とみなす。ただし、会員以外の者は、代理人となることができない。

4 総会の議長は、会長とする。

第二十六条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

第二十七条 理事会は随時会長が招集する。ただし毎年少なくとも二回以上招集しなければならない。

2 会長は、理事現在数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事会を招集しなければならない。

第二十八条 理事会は、現理事数の三分の二以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第二十九条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および当該会議において選任された出席者の代表二名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第七章 専門委員会

第三十条 この法人の事業を遂行するために必要な専門事項を処理するため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織および運営に関する事項は、理事会で定める。

第八章 顧問、相談役および会友

第三十一条 この法人に、顧問および相談役をおくことができる。

2 顧問および相談役は、理事会の推薦にもとづき、会長が委嘱する。

3 顧問および相談役は、重要事項に関して会長の諮問に応ずるほか、総会および理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に参加することはできない。

第三十二条 この法人に対し、特に功績のあった者を会友とすることができる。

2 会友に関する事項は理事会で定める。

第九章 事務局

第三十三条 この法人の事務を処理するため、事務局および必要な職員を置く。事務

局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

- 2 事務局員は、上司の命に服し、この法人の事業の趣旨に基づき公平公正を旨として職務を行わなければならない。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

第十章 資産および会計

第三十四条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一、会員の会費および分担金。
- 二、事業にともなう収入。
- 三、資産から生ずる収入。
- 四、入会手数料
- 五、預り保証金引当資産
- 六、選手等救済基金
- 七、野球振興基金
- 八、寄附金品。
- 九、その他の収入。

第三十五条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、設立のときに基本財産として指定された寄附金品および理事会の決議により、基本財産に繰入れた財産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第三十六条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

- 2 預り保証金引当資産の保管についても前項と同様とする。

第三十七条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会において、おのおの三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

- 2 預り保証金引当資産については、第十条による返還または振り替えの場合を除き、これを処分し、質入し、または担保に供してはならない。

第三十八条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第三十九条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、理事会において編成し、会長は、これを文部科学大臣に届け出なければならない。

2 事業計画および収支予算を変更する場合も前項と同様とする。

第四十条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後二月以内に理事会において作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、総会の承認を受けたうえ、会長がこれを文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認をうけて、その一部もしくは全部を基本財産に繰り入れ、または翌年度に繰り越すものとする。

第四十一条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および総会において、おのおの三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第四十二条 第三十七条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

第四十三条 第三十四条第五号の預り保証金引当資産、同第六号の選手等救済基金および同第七号の野球振興基金については特別会計とし、それぞれ勘定科目を設けて管理する。

第四十四条 この法人の事業年度は、毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終わる。

第十一章 定款の変更および解散

第四十五条 この定款は、理事会および総会において、おのおの四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第四十六条 この法人の解散は、理事会および総会において、おのおの四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第四十七条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおの四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。ただし、預り保証金引当資産については、これを納入した会員球団に返還するものとする。

第十二章 雑則

第四十八条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一、定款
- 二、会員の名簿
- 三、役員及びその他の職員の名簿および履歴書
- 四、財産目録
- 五、資産台帳および負債台帳
- 六、収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 七、理事会及び総会の議事に関する書類
- 八、官公署往復書類
- 九、収支予算書および事業計画書
- 十、収支計算書および事業報告書
- 十一、貸借対照表
- 十二、正味財産増減計算書
- 十三、その他必要な書類および帳簿

2 前項第一号から第五号までの書類、同項第七号の書類および同項第九号から第十二号までの書類は永年、同項第六号の帳簿および書類は十年以上、同項第八号および第十三号の書類および帳簿は一年以上保存しなければならない。

3 第一項第一号、第二号、第四号および第九号から第十二号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第十三章 補則

第四十九条 この定款の施行に関して必要な細則は、理事会で定める。

第五十条 この連盟創立当初の役員を左のとおり決める。

会長 鈴木 竜 二
副会長 鈴木 惣太郎

理事 富 樫 興 一 (株式会社・大阪野球倶楽部専務取締役)
同 市 岡 忠 男 (読売興業株式会社取締役)
同 藤 本 定 義 (株式会社・朝日野球倶楽部社員)
同 三 原 脩 (読売興業株式会社社員)
同 井 原 宏
同 野 口 務
同 小 島 善 平
同 池 田 豊
同 宇 野 庄 治
監事 鍛 冶 良 作
同 村 上 実
同 橋 本 三 郎
同 若 林 忠 志

付 則

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
- 2 この定款変更施行の日の、前日において理事または監事であったものは、その施行の日に変更後の定款の規定により、それぞれ理事または監事に選任されたものとみなす。
- 3 第三十八条の規定にかかわらず、昭和四十会計年度は、昭和四十年四月一日に始まり同年九月三十日に終わるものとする。

付 則

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成十九年十月十六日）から施行する。

付 則

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成二十一年五月十三日）から施行する。